



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

介護報酬改定 訪問系が引き下げ

～厚生労働省

厚生労働省は1月22日、「第239回社会保障審議会介護給付費分科会」を開催し、2024年度介護報酬改定について、基本報酬や加算の単位数、算定要件などの見直し案を提示し、了承を得た。同日、社会保障審議会会長から厚生労働大臣に対して答申が行われた。今後、パブリックコメント募集が実施され、年度内に告示が行われる見込み。

今回の改定率は+1.59%。うち0.98%は介護職員の処遇改善に充て、残りの0.61%でその他の職員の処遇改善などに対応する。介護職員の処遇改善は今回の報酬改定の重点事項の一つで、具体的には、現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を4段階の「介護職員等処遇改善加算(新設)」に一本化。サービスごとの加算率に基づいて設定した単位数をもとに、今年6月から引き上げを実施する。2月から5月までは、今年度の補正予算に盛り込まれた介護職員処遇改善支援補助金により手当てされる。国は、2024年度に2.5%、2025年度に2.0%のベースアップにつながることをめざしている。

サービス別の基本報酬については、2023年度介護事業経営実態調査(2022年度決算)で初の赤字となった介護老人福祉施設、介護老人保健施設の引き上げが目立った。その一方、訪問介護は引き下げとなり、複数の委員から「理解に苦しむ」「極めて遺憾」といった反発の声が上がった。これに対し厚生労働省は、先と同調査で訪問介護の収支差率が7.8%と全サービス平均を上回っていたこと、新加算の加算率を最も高くすることを説明し、理解を求めた。

現役世代の保険料 過去最高額に

～厚生労働省

厚生労働省は1月17日、「第111回社会保障審議会介護保険部会」を持ち回りで開催し、「令和6年度介護納付金の算定」を報告した。

現行の介護保険料は、医療保険料と一体的に徴収され、納付金として支払基金に納付される。40～64歳の第2号被保険者は給付費の27%を負担する仕組みだ。報告によると、第2号被保険者が負担する保険料の来年度の見込み額は1人あたり月額6,276円で、前年度より60円上がり過去最高額に。月額2,075円だった制度開始当初の約3倍に上がることとなる。

介護事業の倒産が過去2番目 休廃業・解散は過去最多

～株式会社東京商工リサーチ

株式会社東京商工リサーチは1月17日、昨年1～12月に倒産した老人福祉・介護事業が122件だったことを公表した。前年と比べて21件減少したが、過去最多だった前年に続く2番目の高水準となった。また、休廃業・解散は510件で過去最多を更新し、調査を開始した2010年以降初めて500件を上回った。

倒産を業種別に見ると、「訪問介護事業」が最も多く67件で、過去最多だった2019年の58件を上回った。次いでデイサービスなどの「通所・短期入所介護事業」が41件で、前年より28件減少。「ステップぱーとなー」グループ31社の連鎖倒産の反動が出たものとしている。「有料老人ホーム」も前年の12件から8件減少して4件となった。

原因別では、「販売不振(売り上げ不振)」が92件で最多。次いで「他社倒産の余波」と「その他」がともに6件と続いている。

負債額別では、最多が1,000万円以上5,000万円未満で83件。5,000万円以上1億円未満が19件、1億円以上5億円未満が17件と続き、負債1億円未満の小・零細事業者が全体の8割超を占めた。

都道府県別では、大阪府が18件で最多。次いで東京都が15件、神奈川県が10件、福岡県が9件、北海道と愛知県が各7件、埼玉県と新潟県が各5件と続いている。

結果を受け同社は、「賃上げなど処遇改善が進むことが期待されているが、他業界との激しい人材獲得競争が広がっており、人手不足解消は難しい状態が続いている。また、小・零細事業者はコスト面や人材面からICTの利用促進が容易ではない一方で、大手保険会社やファンドなどが介護業界に参入する動きも強まり、競合が激しさを増していると分析。「2024年は一段と小・零細事業者の倒産、休廃業・解散が増勢を強める」と予測している。

「介護現場における生産性向上推進フォーラム」を開催

～厚生労働省

厚生労働省は1月16日、各都道府県・市区町村介護保険担当課(室)、介護保険関係団体に対して、2024年2月14日、27日、3月5日に「介護現場における生産性向上推進フォーラム」を開催することを事務連絡。各管内の介護事業所および会員事業所に参加勧奨するよう求めた(介護保険最新情報 Vol.1196)。

同省では、2023年度の改正介護保険法において、介護サービスを提供する事業所または施設の生産性の向上に資する取り組みが促進されるよう努める旨の規定を新設。2024年度介護報酬改定に関する審議報告においても、働きやすい職場づくりや生産性向上の取り組みの必要性が強く指摘され、これまで以上に介護現場の生産性向上への注目が高まっている。

そこで、介護現場における生産性向上の取り組みへの気運を盛り上げ、実際に取り組む契機とすべく開催されるのが同フォーラムであり、厚生労働省委託事業「介護現場の生産性向上に関する普及・定着促進事業」(受託者：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所)の一環として実施される。

実施方法は現地およびWEBのハイブリッド式で、主な対象者は介護事業所の経営者層・職員、自治体の職員、介護業界団体の職員等の介護現場における生産性向上に関心のあるすべての人とされている。

プログラムは、「介護事業所での取り組み紹介」「生産性向上の取り組みを進めるためのポイント(講師：株式会社 TRAPE 代表取締役社長鎌田大啓氏)」「介護テクノロジー開発企業による機器紹介」など。申し込みサイトは下記のとおり。

<https://kaigo-seisansei.com/forum2023/>

「令和4年介護サービス施設・事業所調査の概況」を公表

～厚生労働省

厚生労働省は1月12日、「令和4年介護サービス施設・事業所調査の概況」(2022年10月1日現在活動中の施設・事業所の集計)を公表した。

それによると、介護保険施設の施設数は、介護老人福祉施設が8,494施設で前年比80増加、介護老人保健施設が4,273施設で同6減、介護医療院が730施設で同113増、介護療養型医療施設が300施設で同121減。居宅サービス事業所の事業所数は、訪問介護が3万6,420事業所で同808増、訪問看護ステーションが1万4,829事業所で同1,275増、通所介護が2万4,569事業所で同141増。地域密着型サービス事業所の事業所数は、地域密着型通所介護が1万9,394事業所で同184減、認知症対応型共同生活介護が1万4,139事業所で同54増。

介護保険施設の種類ごとの定員は、介護老人福祉施設が59万2,754人で同6,693人増、介護老人保健施設が37万739人で同584人減、介護医療院が4万3,824人で同5,665人増、介護療養型医療施設が8,986人で同4,547人減。

来年度の処遇改善加算等の計画書提出期限を提示

～厚生労働省

厚生労働省は1月11日、「令和6年度の『介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書』に係る提出期限」について、各都道府県・市町村の介護保険担当課(室)と各介護保険関係団体に事務連絡した(介護保険最新情報 Vol.1195)。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、処遇改善加算等)について、処遇改善計画書等の様式の見直しを検討しており、見直し後の様式は2月末を目途に発出予定。それを受けて、処遇改善加算等の計画書の提出は、通常は処遇改善加算等を算定する月の前々月の末日までに行うが、2024年4月および5月分は同年4月15日までに行うよう周知している。

なお、6月以降は処遇改善加算等を新加算に一本化することが予定されており、それに関する届け出などについては追って連絡することになっている。

新たな処遇改善支援補助金 交付率を公表

～厚生労働省

厚生労働省は昨年12月28日、「令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金」について、各都道府県・指定都市・中核市の介護保険担当主管部局に事務連絡した。

同年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提に、収入を2%程度引き上げるための措置を講じることが決まった。同事務連絡では、今年2月分の賃金改善から前倒しで行い、必要な経費については今年度中に交付するとした。

補助金は、現行の処遇改善加算等と同じくサービス種別ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乗じるかたちで各事業者に交付。補助金額は、介護職員(常勤換算)一人あたり月額平均6,000円(給与の約2%)の賃金引き上げに相当する額となる。

交付率は、▽訪問介護…1.2%、▽通所介護…0.7%、▽認知症対応型通所介護…1.4%、▽小規模多機能型居宅介護…1.0%、▽介護老人福祉施設…0.9%、▽介護老人保健施設…0.5%など。

取得要件は、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得していることや、補助額の2/3以上を基本給または「決まって毎月支払われる手当」に使用することなどで、今年2月から5月分の賃金引き上げ分が対象になる。執行には、介護事業所から都道府県への申請および報告が必要で、要件を満たさない場合は補助金を返還しなければならない。手続き等をまとめた実施要項を今後発出する予定。